



2026年 8 月27日

各 位

会 社 名 株式会社早稲田学習研究会
代表者名 代表取締役社長 佐藤 誉
(コード番号 5869 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 山崎 晴也
電 話 0276-40-1395

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を無償で行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取締役に対する処分の概要

(1) 割当日	2026年 9 月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 8,005株
(3) 処分価額及び処分価額の総額	本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、取締役会決議の日の前営業日（2026年 8 月26日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（1,260円）に上記の処分する株式数を乗じた金額（10,086,300円）を処分価額としております。
(4) 割当予定先	当社の取締役（※） 5名 8,005株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年 5 月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2024年 6 月26日開催の第32回定期株主総会において、本制度に基づき、（i）対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せず無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けること（以下「現物出資方式」といいます。）、（ii）無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年75,000株以内とすること（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の

普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)、(iii) 譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、既存の報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて年6,000万円以内とすること(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定する金額とします。)及び、(iv) これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとするにつき、ご承認をいただいております。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役5名(以下「割当対象者」といいます。)に対し、取締役としての職務執行の対価として、無償交付方式により、当社の普通株式合計8,005株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2026年9月25日(割当日)から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2026年9月25日(割当日)から2027年9月1日が到来した時点までの間(以下「本役務提供等期間」といい、このうち割当対象者については、2026年9月25日から2027年5月期に係る定時株主総会の時までの間を役務提供期間とします。)、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年9月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、1を超える

場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、2026年9月から組織再編等承認日を含む月までの月数に従い、当社取締役会において合理的に算出される数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以 上